

令和6年度福島県柳津町地域おこし協力隊募集要綱

人口減少、少子高齢化に伴い当町が直面する課題は非常に多く、今後の柳津町を支え、築いていく若者の存在は大変重要です。特に、本人の意思で都市部から過疎地域を選んで移住し、地元で働き暮らす若者の存在は、持続可能なまちづくりで重要な意味を持つといえます。

柳津町では、地域住民と親睦を深めながら、地域活性を共に取り組んでいただける方を求めています。そこで総務省の制度を活用し、「柳津町地域おこし協力隊」を下記のとおり募集します。

◇募集対象

次に示す要件を全て満たしている方

- 1) 任期期間中に関係者と連携を図りながら業務に取り組み、柳津町に定住する意欲のある方
- 2) 地域住民とともに積極的に活動ができる方
- 3) 下記のア、イのいずれか及びウの要件を満たす方

ア 条件不利地域（※1）を除く、三大都市圏内の都市地域（※2）もしくは指定都市、三大都市圏外の都市地域もしくは指定都市にお住まいの方

※三大都市圏内・外の一部条件不利地域、指定都市も受験により該当します。

イ これまで、他の地域において地域おこし隊員として2年以上の経験があり、かつ解嘱から1年以内である方

ウ 採用決定後は柳津町に住民票および生活の拠点を移すことができる方（家族との居住も可）

- 4) 職務経験又は社会活動等の経験がある方
- 5) 地域活性化に意欲があり、地域住民とともに積極的に活動ができる方
- 6) 心身ともに健康である方
- 7) 普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障のない方
- 8) パソコンの基本操作（ワード、エクセル、パワーポイント等）ができるほか、ホームページの開設やSNS等の活用に意欲的に取り組める方
- 9) 活動終了時に起業又は就業して柳津町に定住する意欲のある方
- 10) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条件に該当しない方。
- 11) 国・都道府県・市町村の各種税金、国民健康保険料、国民年金等の滞納がない方
- 12) 自家用車を所有しているか、所有予定の方。

（※1）条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村を指す。

①過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）

②山村振興法

③離島振興法

④半島振興法

⑤奄美群島振興開発特別措置法

⑥小笠原諸島振興開発特別措置法

⑦沖縄振興特別措置法

（※2）三大都市圏内の都市地域とは埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重

県、京都府、大阪府、兵庫県および奈良県の区域全部。ただし、2005年から2015年の人口減少率が11%以上の市町村については、3大都市圏外とする

総務省が定める地域おこし協力隊の地域要件については、下記のサイトをご確認ください。

<https://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/web/news/img/R2.7tiikiokosi-tiikiyouken.pdf>

◇募集業務

	業務	募集人数	担当課
1)	関係・交流人口創出	1名	みらい創生課みらい創生係
2)	農業後継者	1名	地域振興課農林振興係
3)	林業（素材生産業）の後継者	1名	
4)	文化財・文化振興	1名	教育課生涯学習係

◇業務内容

	業務	内容
1)	関係・交流人口創出	①ふるさと納税制度を活用した関係人口の創出 ②ふるさと納税に関するデータ分析
2)	農業後継者	①将来的な柳津町での就農の為、町内の先進農家において、農作業の実践や農業に関する知識等の習得。 ②農業の啓発活動、SNSによる情報発信 ③その他、農業関連の研修活動や地域活性化に関する支援活動など
3)	林業（素材生産業）の後継者	①町内の林業事業体（個人事業主）2社の継業を見据えた伐採業務従事（チェーンソー、草刈り機、フォワーダ等重機を使用する現場での作業あり） ②町内の特用林産物（スギ等の針葉樹材、ナラ等の広葉樹材、山菜等）の利活用推進 ③町森林利活用ビジョン策定業務の補助 ④町の林政に係る写真撮影、SNSによる情報発信 ⑤その他、継業に向けた研修活動や地域活性化に関する支援活動など
4)	文化財・文化振興	①奥会津・柳津西山地区の絶滅危惧食としての伝統食・保存食の調査・記録・発信業務 ②海外に向けた文化資源の発信、高付加価値ツアー造成、地域へのメンテリング業務 ③縄文土器や民俗資料の収集と利活用業務 ④その他文化財の利活用を通じたシビックプライドの醸成や文化観光資源の基盤づくりにつながる業務

◇雇用形態

柳津町の第1号会計年度任用職員

◇勤務場所

	業務	勤務場所
1)	関係・交流人口創出	柳津町役場みらい創生課
2)	農業後継者	町内の先進農家及び 柳津町役場地域振興課農林振興係
3)	林業（素材生産業）の後継者	町内林業事業体及び 柳津町役場地域振興課農林振興係
4)	文化財・文化振興	柳津町中央公民館

◇任 期

着任の日から令和7年3月31日

※委嘱の期間は最低1年、最長3年とする。ただし、隊員として相応しくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとする。

◇活動時間等

1) 活動時間

原則として1日当たり7時間00分とし、8時30分から16時30分とする。

2) 活動日数

原則として月曜日から金曜日の週5日間とする。

3) 活動報告

活動内容については、必用に応じ書面での報告を行うことがあります。

◇報 酬

想定月額187,530円（21日勤務時 日額8,930円）

※期末手当（6月・12月）支給、昇給制度有

◇活動経費

1) 住居

住居は町営住宅へ入居となり、照明機器、浴槽、ガス台等の基本的な設備は町で準備します。

任期中の家賃は、町が負担しますが、食費、光熱水費、通信費、町内会費等は隊員の負担となります。

2) 車両

活動に要する車両については、町が準備します。

3) 備品等

活動に要する備品等の経費は、活動内容に応じ予算の範囲内で町が負担します。

◇募集期間

令和6年4月1日（月）～令和6年6月30日（日）

◇提出書類

- ①所定の様式による履歴書（A3）
- ②所定の様式による応募用紙（A4）

◇選考方法

1) 書面審査

提出された応募用紙等に基づき、応募要件に合致しているか否かを審査する。なお、審査結果については、応募者にメールで通知します。

2) 面接審査

書面審査通過者に対し、面接場所及び時間については、書面審査結果を通知する際に併せて通知します。基本的に対面式で行います。

◇選考スケジュール

- 1) 書面審査 募集期間終了後。令和6年7月上旬予定
- 2) 面接審査 書類審査後。令和6年7月中旬～7月下旬予定

◇提出方法

メール又は郵送にて提出してください。メールの場合は、件名を「柳津町地域おこし協力隊応募」としてください。郵送の場合は、簡易書留にて郵送ください。

◇提出先

〒969-7201 福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙234
柳津町役場みらい創生課みらい創生係 TEL0241-42-2447

◇業務内容についての問合せ先

	業務	担当者	連絡先
1)	関係・交流人口創出	佐藤・樋	mirai-sousei@town.yanaizu.fukushima.jp 0241-42-2447
2)	農業振興	佐藤・	nourin-shinkou@town.yanaizu.fukushima.jp
3)	林業振興	佐藤・田部	0241-42-2116
4)	文化財・文化振興	目黒	shougai-gakushuu@town.yanaizu.fukushima.jp 0241-42-3511

※ご不明な点はお問い合わせください。メールでの問い合わせは提出方法にあるメールアドレスへお願いします。